

○一般社団法人 日本リ・ジュエリー協議会会員  
 (ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格認定者)の皆さまへ

# 団体受託者賠償責任保険のご案内

会員さまがお客さまより宝石貴金属をお預かりされた後、その預った受託物を滅失、損傷、汚損、盗取された場合には法律上の損害賠償責任が発生します。

「受託者賠償責任保険」が上記の損害賠償リスクを担保することにより、被る損害から資格認定者さま等をお守りします。

## ●用語のご説明

用語	ご説明
被保険者	保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる方をさします。
支払限度額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をさします。このご契約の支払限度額は100万円/保険期間中となります。
免責金額	事故の際に自己負担していただく金額をさします。1回の事故につき5千円となります。
縮小てん補追加条項(80%)	保険金の支払い割合(損害てん補割合)を規定する追加条項です。「支払保険金=(認定損害賠償金の額-免責金額5千円)×80%」となります。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことをさします。

## 1. お支払いする損害

他人から預かった受託物<sup>(注)</sup>を、特定の保管施設内に保管している間、または特定の目的に従って保管施設外で管理している間に、滅失、損傷、汚損したり、盗取されたために、預け主に対して、貴社が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。(注)お申込にあたっての注意事項をご高覧ください。

## 2. お支払いできない主な損害(※詳細は代理店または損保ジャパン日本興亜へお問い合わせください。)

この保険では、次のような賠償責任を負担することにより被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償責任
- 保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人、被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- 損害賠償について特別な約定があるために加重された賠償責任
- 受託物の紛失(誤配による紛失を含みます。)に起因する賠償責任
- 受託物が預け主に引き渡された後に発見された受託物の滅失・損傷・汚損に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、または受託物本来の性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由または虫食い等に起因する賠償責任
- 修理または加工上の過失または欠陥による受託物の滅失・損傷・汚損に起因する賠償責任(修理加工危険担保追加条項をセットした場合は補償の対象となります。お申込にあたっての注意事項②をご高覧ください。) など

## 3. 補償内容

- 保険金額 : 1事故あたり100万円(期間中支払限度額100万円)
- 免責金額 : 5千円(1事故あたり)
- 縮小てん補割合 : 80%(1事故あたり)
- 一時払保険料 : ①修理加工危険あり50,000円 ②修理加工危険なし45,000円

## 4. お申込にあたってのご注意事項

- ①<加入対象者>・・・1. ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格認定者の方  
 2. ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格認定者が在籍される法人会員  
 \*上記1, 2共に加工専門業者は対象外です。  
 (ただし「修理加工危険なし」をご希望の場合にかぎり、日本リ・ジュエリー協議会の会員の方が対象になります。)
- ② 修理加工危険担保追加条項を付帯した場合、修理・加工したことに起因する損害を担保します。
- ③ 補償の対象となるジュエリーは、時価額評価の可能なものに限定されます。(具体的には専門冊子「決定版 宝石(株)世界文化社発行」に掲載のジュエリーになります。)
- ④ お客さまからの受託物受領時に「日本リ・ジュエリー協議会指定伝票・もしくは協議会認定済伝票」を起票され、かつ現物の写真を取られていることが、保険金請求には必要となります。これは損害を受けた財物の存在確認、受託時の価値確定の為に必要となるからです。
- ⑤ 受託物の保管・作業をされる施設が複数の場合、それぞれ施設ごとのお申込が必要になります。

### 【 注意事例 】

- ・「品物お預かり書」の記入はあいた暇な時間に行っており、盗難事故発生時起票および写真がない物件があった。  
 ⇒保険金のお支払いは起票および現物の写真がある物件のみとなります。完全な保険金のお支払いのためには受託時都度「品物お預かり書」の起票および現物の写真を提出いただくことが必要となります。
- ・複数の店舗で受託物をお預かり・保管・修理加工をしている。保険申込は1店舗のみ。  
 ⇒保険対象となるのはお申し込んだ店舗のみとなります。受託物全体を補償するには全ての店舗のお申込が必要です。
- ・複数の店舗があり、各店舗で受託物のお預かりはしているが、加工は本社に集約している。それゆえ保険は本社のみ加入。  
 ⇒店舗で保管中に事故があった際には保険金はお支払いされません。保険適用は本社に受託物が有る場合のみとなります。
- ・受託物の加工は外注先に委託している。店舗ではもっぱら保管のみとなっている。  
 ⇒保険加入いただいた店舗で受託された受託物を外注先に加工委託されているケースにおいて、外注先で保険事故が発生した場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったときに補償の対象となります。外注先の事故を補償するには、保険加入いただいた店舗で受託され、かつ所定のお預かり書の起票および現物の写真をとっていただく事が必要となります。

## 5. お問い合わせ先

### 【 お問い合わせ先 】

一般社団法人 日本リ・ジュエリー協議会 〒110-0015 東京都台東区東上野1-26-2オーラムビル208  
 TEL 03-6806-0013 FAX 03-6806-0014

取扱代理店 ヒューリック保険サービス株式会社 〒110-0054 東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル  
 TEL 03-3864-5426 FAX 03-3864-5248

(引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社)